

まとめ

障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議 議長

日本学生支援機構 客員研究員（筑波大学 講師） 名川 勝

この報告書では、日本学生支援機構が平成 17 年度より始めた「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」（以下実態調査と略称）について、平成 25 年度までの結果を整理、分析している。対象とする大学、短期大学及び高等専門学校（以下大学等と略称）について悉皆調査を継続しているという点でも、また継続的に調査を実施しているという点でもその結果は重要であり、多くの関係機関等に利用されている。

「はじめに」でも記載したとおり、障害者権利条約の批准に呼応した国内各法の整備は各領域に影響を及ぼし、これは高等教育機関を含む教育分野についても同様である。障害者基本法ならびに障害者差別解消法に基づき、各大学等は平成 28 年度以降、障害に基づく差別的取扱いの禁止（国公立とともに法的義務）に加え、合理的配慮不提供の禁止についても課されることとなる（国公立大学・高専など行政機関等にあつては法的義務、学校法人、学校設置会社など事業者にあつては努力義務）。この体制整備に先駆け、文部科学省は「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」（座長：竹田一則筑波大学大学院人間総合科学研究科教授）を策定し、大学等における障害学生の範囲、合理的配慮の定義や今後関係機関の取り組むべき課題などを示したところである。

このような体制上の変化だけでなく、本報告書が示すとおり、我が国の大学等における障害学生の数は、調査開始時以降増加の一途をたどっている。また障害学生の内訳や支援のあり方についても様々な特徴が示されるようになっており、実情としても変化しつつある時期にあるのかもしれない。そのような状況を、このたび整理し公開できることは、たいへん興味深く有意義であったと考える。また各大学等の体制整備を検討するに際し、基盤的な資料を提供することとなった。

当実態調査を整理・分析するために、当機構では「障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議」を設置して検討を行った。委員には、これまで障害学生支援の領域で活躍し、実績を積んだ方々に加わっていただいた。また当機構の研究員が取りまとめにあたった。調査データが多面かつ多年度にわたっていたため、今回の報告書ではまずデータの概要を把握するところから始めることとした。そして「障害学生数、障害学生在籍学校数（第 1 章）」「障害学生支援の実施状況（第 2 章）」「障害学生支援に関する体制、研修・啓発活動等（第 3 章）」「障害のある生徒の受入、障害学生の卒業後の進路状況（第 4 章）」に分け整

理を行った。なお近年の発達障害学生の増加と支援ニーズの大きさを鑑み、「発達障害学生への支援状況（第5章）」については別途章を分けて分析している。分析は各領域で関心の高かったテーマを中心に、記述統計的表現や経年変化の確認などをもつぱらの手法として用いた。実際には多くのテーマが分析されたが、報告書にはそれらの一部を抽出し、わかりやすいかたちで各分担者に報告していただいている。

個別の分析結果については各章を参照いただきたい。ここでは留意される点などを記述する。

障害学生数などの実態については、第1章、第5章に示した。

障害学生数については、調査開始年度以来増加しており、平成25年度には障害学生在籍率が0.42%、支援障害学生在籍率が0.22%となった。一定の増加割合を示していることから、今後まだまだ増加すると想定される。しかし日本の障害者割合は約6%（平成26年度版障害者白書）とされていることからわかるように、まだ在籍率として高いわけではない。なお第1章に言及されるとおり、北米・欧州などの各国では障害学生の在籍率はさらに高い数値を示す。これは障害学生の内訳が異なることもあり、今のところ必ずしも比較対象とはなりにくい。すなわち北米等では学習障害（LD）／*dyslexia*等や精神障害などの割合が比較的多いのに対し、日本ではいわゆる身体障害がもつぱらを占める。しかし調査結果が示すとおり、我が国でも発達障害、精神障害の学生割合が相対的に増加しつつあることから、今後のありようを考察することはできるのではないかと思われる（注：第5章にあるとおり、発達障害の内訳が北米等と日本では異なる点は注意を要する）。これと関連して、実態調査において精神障害は「その他」カテゴリーに分類されてきたが、「その他」の割合が大きくなってきたことから、今後は精神障害の分類を分けて記述することを検討しているところである。そうすることにより、今後の支援体制整備により有益なデータを提供することが期待される。

支援のあり方については、第2～4章にまとめた。

支援を実施する大学等も分析対象期間に増加している。これは冒頭に示した体制整備の必要性に伴い、一定の数値まで至ると思われる。支援内容についても多様な支援が提供されるようになりつつあるが、学校によってまだばらつきがある。ただし支援内容は各校の実情とニーズに応じて整えることが必要であるため、さらに注意深く検討することが望ましい。また短期大学・高等専門学校については、データ数が多くないことや教育体制の違いなどから、必ずしも大学と同一に比較し論ずることは難しいかもしれない。例えば高等専門学校の授業配置では空き時間のある学生は多くないため、学生を支援リソースとして充てるなどの方策は立てにくく、別の取り組みが求められるかもしれない。そのような観点も踏まえながら、本調査結果を見る必要があるだろう。

支援の内容については、授業内支援の充実だけでなく、授業外支援の増加についても注目される。平成24年度から25年度にかけては、授業以外の支援実施校が授業内支援の実

施校数を上回るという上昇を見せているが、これは授業以外の支援ニーズの高まりを示しているのかもしれない。しかし授業内支援の実施校数については、障害学生の在籍校数との関係で上限に近づいているのかもしれない、その意味ではより質的な充実が求められるとも考えられる。とりわけ発達障害や精神障害の学生に対する授業内支援はまだ十分提供されているとは言いがたく、今後の取組が求められるのではないかと思われる。一方授業外支援については、各種研修や親を含めた相談対応などとともに、進路・就職に対する支援が注目される。分析では卒業学生数や就職者数こそ増えているものの、卒業率は順調とはいえ課題を指摘する結果となった。これまでは入学・在籍する学生の伸びに注意が払われてきたが、今後は進路の在り方についても検討を進めるべきと考えられるのではないか。

支援体制については、対応委員会、担当部署、関連規定ならびに担当職員配置などの観点から調べている。関連規定は整備率が 16.6%と必ずしも高くないが、今後は関連法の推進により増加するものと思われる（障害者差別解消法に基づく対応要領策定）。担当者についても兼任を中心に増加しているところだが、担当部署・機関については、他の部署・機関による対応との回答が多い。これは学校規模の大きさと関係しているとの分析結果があるが、それぞれ各校の実態に応じた体制づくりをしていると理解することもできる。そのため、学校規模等の特性と望ましい支援体制の関係などが検討されることも必要かもしれない。さらに今後は合理的配慮との関連により支援体制を検討することも求められるだろう。すなわち基礎的環境の整備だけでなく、学生からの申し出に対する対応の仕組みづくりといった観点である。これは実態調査としては取り組みにくいところもあるため検討課題としたい。なお試みとして当機構では今年度、各校に対して配慮・支援の事例を収集させていただいたが、そのような手法も併せ考慮すべきかもしれない。

以上、簡単に実態調査の内容を振り返り、考慮すべき点を中心に提示するとともに、若干の課題を示した。仔細については各章の記述を参照されたい。今回の実態調査分析については、基本的な概要を把握することに努めたが、冒頭に示したような背景・経緯もあり、時機として重要な期間を記述したと言える。今後は関連法の示唆に基づきより意識的な改善が図られていくと推測される。各校におけるそのような取り組みのための資料として本報告書が活用されることを期待する。